

平成 22 年度第 1 回 四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成 22 年 5 月 31 日（月）17:30～20:20
- 場 所：四街道市庁舎新館 3 階公室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、伊藤委員、大倉委員、草野委員、三木委員、宮原委員
（事務局）
山下経営企画部長、成田政策推進課長、宇田市民活動推進室長、仲田副主査、齋藤主任主事

【次 第】

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 事
 - (1)平成21年度市民参加手続の実施状況について
 - (2)平成22年度市民参加手続の実施予定について（追加分）
 - (3)平成21年度市民提案手続について
- 5 答 申
- 4 その他
- 5 閉 会

【配付資料】

- 【資料1】平成21年度 市民参加手続の実施状況シート 評価対象シート
- 【資料2-1】「市民会議手続」の実施状況シート（「(仮称)市民活動センター」のあり方検討）
- 【資料2-2】「その他の方法」の実施状況シート（「(仮称)市民活動センター」のあり方（素案））
- 【資料2-3】「意見交換会手続」の実施状況シート（「(仮称)市民活動センター」のあり方（素案））
- 【資料2-4】「意見提出手続」の実施状況シート（「(仮称)市民活動センター」のあり方（素案））
- 【資料3】「その他の方法」の実施状況シート（市民参加条例の一部改正）
- 【資料4-1】「その他の方法」の実施状況シート（情報化推進計画の策定）
- 【資料4-2】「意見提出手続」の実施状況シート（情報化推進計画の策定）
- 【資料5-1】「審議会等手続」の実施状況シート（四街道市行財政改革大綱及び同推進計画の策定）

- 【資料5-2】「意見提出手続」の実施状況シート（四街道市行財政改革大綱及び同推進計画の策定）
- 【資料6-1】「審議会等手続」の実施状況シート（四街道市こどもプラン（後期計画）の策定）
- 【資料6-2】「その他の方法」の実施状況シート（四街道市こどもプラン（後期計画）の策定）
- 【資料6-3】「意見提出手続」の実施状況シート（四街道市こどもプラン（後期計画）の策定）
- 【資料7-1】「その他の方法」の実施状況シート（四街道市地域福祉計画の策定）
- 【資料7-2】「その他の方法」の実施状況シート（四街道市地域福祉計画の策定）
- 【資料8-1】「その他の方法」の実施状況シート（四街道駅南口広場整備計画の策定）
- 【資料8-2】「意見提出手続」の実施状況シート（四街道駅南口広場整備計画の策定）
- 【資料9-1】「その他の方法」の実施状況シート（ワンストップサービスプロジェクト）
- 【資料9-2】「意見提出手続」の実施状況シート（ワンストップサービスプロジェクト）
- 【資料10】「審議会等手続」の実施状況シート（国民健康保険税条例の一部改正）
- 【資料11】平成22年度 市民参加手続の実施予定（追加分） 評価対象リスト
- 【資料12】市民参加手続の実施予定シート（四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正）
- 【資料13】市民参加手続の実施予定シート（地域住宅計画（四街道市地域）の策定）
- 【資料14】市民参加手続の実施予定シート（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更）
- 【資料15】平成21年度市民提案手続の提案状況

【会議経過】

1 開 会

(成田課長)

ただ今から、平成 22 年度第 1 回四街道市市民参加推進評価委員会を開催いたします。
まずは出石委員長にご挨拶をお願いします。

2 委員長挨拶

(委員長)

皆さん、こんばんは。
案件が多いので、よろしく願いいたします。

3 議 事

(成田課長)

それでは、議事に入ります前に、4 月 1 日に人事異動がありましたので、異動になりました職員を紹介いたします。

平成 19 年度から 3 年間、任期付職員として市民活動推進室で働いていた庄嶋さんが退職となり、代わりとして、昨年度まで厚生労働省に出向しておりました齋藤が入りました。

(齋藤主任主事)

－ 挨拶 －

(成田課長)

続きまして、経営企画部長だった神宮ですが、経済産業省に戻られ、新たに都市部長から経営企画部長になりました山下です。

(山下部長)

－ 挨拶 －

(成田課長)

なお、山下は所用のためここで退席させていただきますので、ご了解ください。

早速議事に入りますが、傍聴希望者がおられますので、これについてお諮り願いたいと思います。

委員長よろしく願いいたします。

(委員長)

この委員会では基本的に公開となっております。個人情報など公開してはまずい事項を審議する場合には非公開にするのですが、特に問題なければ公開とします。ただし、今日は市民提案の案件があり、資料には個人情報は入っていますが、どうしますか。

(事務局)

委員の皆様方の資料にのみ、代表の方の名前が記されています。傍聴者用の資料にはその部分は含まれておりません。事務局での説明の際も個人の名前は申し上げないということでご了解をいただきたいと思います。

(委員長)

それでは、最後の議案が市民提案ですので、委員の皆さんも個人名を発言されないよう

に注意していただいた上で、傍聴を認めることとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでは入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

(委員長)

本日の委員の欠席者は誰ですか。

(宇田室長)

栗原委員から欠席のご連絡はありましたが、伊藤委員はまだ連絡が取れておりません。

(委員長)

今のところ二人欠席ですね。

(成田課長)

それでは、諮問に入らせていただきます。

諮問文は、本日お手元に配付させていただいております。

諮問内容でございますが、1点目が「平成21年度市民参加手続の実施状況について」、2点目が「平成22年度市民参加手続の実施予定（追加分）について」、3点目が、「平成21年度市民参加提案手続に対する回答について」の3点でございます。

委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、只今諮問をいただきましたので、まず1点目、「平成21年度市民参加手続の実施状況について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1が議題(1)の一覧表になります。一覧表のとおり、21年度は10の行政活動について、記載のとおりの実施方法で行っておりますので、順次、個票でご説明いたします。

資料2-1、行政活動名が『「(仮称)市民活動センター」のあり方検討』についてで、「市民会議手続」の実施シートになります。

募集については、20年11月15日から行い、全8回の市民会議を実施し、結果の公表は、21年9月10日に実施し、同時にホームページによる公表も行っております。

市民参加推進本部のコメントですが、記載のとおりの内容となっております。

なお、募集の際の市政だよりの記事、自治会回覧の回覧文、ホームページの記事、検討が終了した際のホームページの記事などの書類を添付しております。現行条例分では実施結果の公表規定がございませんので行っておりません。

以上が、市民会議手続でございます。

(委員長)

それでは、案件ごとに事務局からの説明後、質疑を一つずつ受け付けることとします。

まず、市民活動センターのあり方の策定ですが、4つの手続が行われていますので、資料2の1、2、3、4全てを説明してください。

(宇田室長)

かしこまりました。

続きまして、資料 2-2 が「(仮称) 市民活動センター」のあり方(素案)の「その他の方法」の実施状況シートで団体アンケートです。

実施が 5 月 15 日から 6 月 8 日まで 321 団体に行き、結果は、21 年 10 月にパブリックコメントを実施した内容に反映したということでございます。

推進本部のコメントは記載のとおりで、添付書類として、市政だより、アンケート用紙、アンケート結果の概要を公表したホームページの記事になっております。

続きまして、資料 2-3 が「意見交換会」の実施状況シートでございます。

意見交換会の周知が 5 月 1 日で、開催前日から起算して 25 日前、手段が市政だより、ホームページ、自治会回覧などを行っております。

実施につきましては、5 月 27 日から 6 月 2 日にかけて 3 回、出前意見交換会として、団体の要請に応じて 2 回開催しております。参加者が延べ 55 人、実施結果の公表日は 10 月 1 日で、ホームページでも併せて公表し、計画の決定は 9 月 30 日となっております。

推進本部のコメントはご覧のとおりで、添付書類として、意見交換会の実施の公告文、実施の市政だより、実施の際の自治会回覧、実施結果の公告文、実施結果のホームページの記事、市の考え方等の書類が 17 ページになります。

次に、資料 2-4 が「意見提出手続」の実施状況シートになります。

意見提出手続の周知、公告が 10 月 1 日、同時に市政だより、ホームページ、自治会回覧、窓口配布を行っております。実施が 10 月 1 日から 11 月 2 日までの 33 日間、意見の提出が 3 人、2 団体から 13 件ございました。

結果の取り扱いについては、「案の修正をしなかった」が 12 件、「その他」が 1 件、結果の公表公告日が 12 月 1 日で、市政だより、ホームページで結果を公表いたしました。

市民参加推進本部のコメントはご覧のとおりです。添付書類は、周知の際の公告文、周知の際の市政だより、周知の際の自治会回覧、実施結果の公告文、実施結果のホームページ、関連する書類、意見の取り扱いについての内容が全 13 件分添付されております。また、ホームページ上での実施結果の記事を添付しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

(委員長)

最後に付いている「四街道市みんなで地域づくりセンターのあり方」が成果物で、この行政活動は終わっていて、12 月に成果物として上がっているということですね。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

それでは、4 つの手続きについて事務局から説明がありましたが、市民参加推進評価委員会はそれぞれコメントを付けることになります。

時間はかかりますが、審議は一つずつ、迅速に行っていきたいと思いますが、まず、時系列で出ているようですから、番号順にやっていきたいと思いますが。

資料 2-1「市民会議手続」について、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

(中島委員)

細かいところで書き方ですが、この検討会については、市民公募で組織されたというこ

とで、構成員数が11人となっておりますが、資料を見ますと、公募の方が3名なので、括弧書きなどで「公募」と書いていただけると分かりやすいと思います。

(委員長)

そうですね。公募委員が入っているのが市民会議手続ですので、示してもらったほうがいいかもしれません。今後そのような形でお願いします。

その他、いかがでしょうか。

もう一つ、参考資料が机に置いてあると思いますが、市民参加推進評価委員会でコメントを出すに当たって、必ずしも同じにする必要はありませんが、この資料を踏まえながらコメントを付けたいと思います。

それでは、この案件については妥当であるということによろしいでしょうか。

最終的には、私と事務局で調整しますが、流れ的には適切な実施であるということで、1番になると思います。

続いて、資料2-2の「その他の方法」としてアンケートを行っていますが、これについてご意見等ございましたらお願いいたします。

私からですが、このアンケートの結果の集計等はしていないのですか、それとも集計はしてあるが外には示さないということですか。

(宇田室長)

外部には公表せず、市民会議の資料としてお示ししました。

(委員長)

市民会議には結果を示して、提言書をまとめる中には反映されているということですね。

(宇田室長)

はい。

(中嶋委員)

ホームページで公表されていませんか。

(宇田室長)

資料2-3の1ページ手前になりますが、市のホームページで、パブリックコメントに併せてアンケート結果を公表いたしました。アンケート内容については、市民会議に即時反映させています。

(委員長)

要するに、アンケート結果もホームページで公表されているのですね。

(宇田室長)

公表規定はないので、時期は遅いながらもということです。

(委員長)

分かりました。

その他、いかがでしょうか。

(大倉委員)

結果の公表の方法欄ではホームページだけですが、市政だよりはどのように使わなかったのでしょうか。

(宇田室長)

ホームページで公表したのが 10 月 1 日で、同時に市政だよりにパブリックコメントを掲載しましたが、アンケート内容は紙面の都合で記載することができなかつたので、ホームページのみということにさせていただきました。

(大倉委員)

市民は、ホームページを見ている人はまだ少ないと思います。市政だよりは新聞に挟んで月に 2 回発行されているので、かなりの広報力があるのではないのかと思います。

この他の案件でも、市政だよりがあるのにホームページだけで掲載していることがかなりあるので、私としては、まだ市政だよりを重視していただきたいと思いました。

(委員長)

この案件は 4 つの市民参加手続を行っています。後で出てきますが、最初の意見提出手続、パブリックコメントは市政だよりに載っています。意見提出手続を実施する経過で、市民会議手続の参考とするためにアンケートまで実施しているということです。そのアンケートの結果まで市政だよりに載せるとなると、毎回市政だよりに載せなくてはいけないことになってしまい、市にとってかなり負担になると、紙面の都合で掲載できない。一連の流れの中で、市政だよりはポイントで出して、市政だよりに載せられないが、ホームページでは掲載しているという見方をしあげたほうがいいのではないかと思います。

大倉委員の意見はよく分かりますが、全て載せるのはやはり困難だと思います。

(宮原委員)

ダウンロードしたかしなかったか、あるいはホームページを開いたかどうか、回数などは把握できるのですか。

(成田課長)

カウンターで取ることは可能ですが、現在は行っておりません。また、ダウンロード履歴は分かりません。

(委員長)

件数はとれるはずですが、それをどれだけ市民の方が見ているかという検証には役立つと思います。むしろ、条例の見直しの時に、どれくらい見ているか使うと良かったですね。

(三木委員)

確認ですが、その他の方法の中のアンケートは、市民会議手続の中で、最終的には活用したというものです。要は、条例上だと主語は市になり、市民参加手続は市ですね。市がこの意見をどうするかとか、アンケートを踏まえてどうするかというよりも、市民会議の参考資料として、アンケート結果が使われたということによろしいですか。

(成田課長)

実態としては、三木委員のおっしゃられたことですが、市が参考意見とすべく、主体的にアンケートを行ったとご理解いただければと考えております。

(三木委員)

提言そのものは、市民会議の案をそのまま案として採用したと書いてあるので、むしろこのアンケートは市民会議で活用されたということですか。

(成田課長)

実態としてそういうことになります。

(三木委員)

例えば、パブリックコメントであれば、担当課で意見を集約し、意見を反映したということ、どこでどう使われたかが分かりやすいのですが、このアンケートはそこが少し分かりにくいと思いました。

市民会議の中で、資料として活用した、反映したということであれば、どのように反映したのか説明を書くと、もう少し分かりやすくなったのではないかと思います。

(宇田室長)

資料 2-2 の 3 枚前に『「(仮称) 市民活動センター」のあり方検討会の概要』というタイトルが付いた用紙があり、その二つ目の見出しの「検討会の構成」の中で、市民活動支援の専門家である市職員がアドバイザーでしたが、これは庄嶋のことです。事務局は、市政策推進課市民活動推進室が務めるということで、一体的に行っていたため、主体が混在していました。ですから、資料 2-2 のシートの中で、主体がどこなのかを、結果の取り扱いの中で説明すべきであったと、三木委員の指摘を受けながら感じております。

(委員長)

アンケートも市が実施していますが、実際には市民会議が継続していて、第 4 回の市民会議の検討ネタになっています。

ここでは、概ね適切だが、アンケート結果の取り扱いが明確でない点を指摘するというところでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

では、資料 2-3 の「意見交換会手続」について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

意見交換会は、意見を踏まえて 51 ヶ所訂正しているということなので、意見の反映度は高いと思われますが、よろしいですか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでは、適切とします。

次の資料 2-4 「意見提出手続」ですが、意見は 13 件、反映は 0 ですが、手続きとしては適切に行われていると思われるので、よろしいですか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでは、適切とします。

以上をとりまとめて、私と事務局で調整してコメントを付けた答申にしたいと思います。

続いて 2 番、「市民参加条例の改正」についてご説明をお願いします。

(宇田室長)

資料 1 では 2 番目、市民参加条例の改正についてです。

資料 1 を 1 枚めくると、参考資料として昨年度の予定一覧が付いています。資料 1 と同じものですが、予定ではどうだったのか、実施の一覧表ではどうだったのかという対比も可能ですので、併せてご覧ください。

市民参加条例の改正に関しては、網掛け部分の3つの手続きが途中、あるいは未着手です。昨年度実施した「その他の方法」のアンケート調査のみの結果報告になります。

資料3、アンケート調査に関しては、①、②の2通りの方法を行っております。①が各種手続への参加者に調査票を送付し、71件依頼をしました。②は、市政だより、市のホームページ等で広報し、希望者が回答していただく形を取りました。

補足ですが、アンケート調査ですと、無作為抽出で何千件という形で行うことが多いのですが、ここでは予算化していなかったために、市政だよりなどで広報し、ご希望の方に回答していただく形を取りました。

周知の方法につきましては、①は7月7日にダイレクトメール、②は7月15日に市政だよりとホームページで行い、①は39件、②は4人から回答がありました。

結果の取り扱いに関しては、調査結果概要を作成し、市のホームページで公表するとともに、市民参加推進評価委員会に資料として提示、活用し、結果につきましては、10月20日にホームページでの公表を行いました。

推進本部のコメントですが、②の回答が少ないことから、より一層の周知が望まれるということ、後は記載のとおりで、その他では、多くの回答が得られる調査方法の検討が望まれる、というコメントです。

添付書類ですが、周知のための市政だよりの記事、ダイレクトメールの記事、アンケートの内容、アンケートの対象者リスト、アンケートの周知のホームページの記事、アンケート結果をお知らせしたホームページの記事です。

よろしく願いいたします。

(委員長)

確認ですが、後ろから3枚目、「市民参加条例の見直しアンケート（市民用）審議会等手続 調査対象案件リスト」、男女共同参画推進協議会とか保健福祉審議会とか、これはどういう意味ですか。

(宇田室長)

審議会等手続を行った案件については、担当課にアンケートを求めたので、それが分かる資料として添付しました。

(委員長)

分かりました。

その他、いかがでしょうか。

(草野委員)

推進本部のコメントの中で、周知について、「②の方法が少ないことから、より一層の周知が望まれる」と書いてありますが、市政だよりやホームページでは駄目だということですか。あまり関心がなかったから4件しか意見が出されなかったかもしれませんが。

それから、最後のその他で、「多くの回答が得られる調査方法へと検討が望まれる」ということですが、具体的に何かアイデアとかあるのですか。

私は、手続方法としては丁寧にやっていると思います。

(宇田室長)

市政だよりで、希望者は回答してくださいという周知の仕方は、答える側からすると不

親切的やり方なのではないかと思えます。市民がまずアンケート調査にエントリーし、市が資料をお送りし、市民の方が送り返す形になるので、余程ご意見のある方しかエントリーしないのではないかと思えます。

自分たちで実施しておいて言うのも変ですが、エントリーしようと思わない方も答えられるような方法、仕組みを考えて実施すべきだったのではないかという意味で、このコメントにしました。

(委員長)

要するに、無作為抽出などをしてアンケートを送れば、もっと件数が増えます。

予算化していないからという理由ですが、最初から予定しているのに何で予算化しないのかと思えます。

最初からこのような方法をしようと思っていたのですか。

(宇田室長)

最初、どのような方法にするかは考えておらず、実際に行う時にこの方法しか思い浮かびませんでした。

四街道の場合ですと、回答率は4~5割程度あるので、郵送料を持っているセクションと協議して、郵送料をアンケート調査の分として割いてもらい、無作為抽出でアンケート調査を行う方法をとってもよかったのではないかという反省もあったので、このようなコメントをしました。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(中嶋委員)

市民参加条例の改正については、いくつか市民参加の方法が予定されていて、審議会等手続がこの委員会になります。一応2月で審議が完了したと理解していたので、実施状況シートに出てきてもいいと思っていたのですが。まだ議会に上程されていないということから、更に審議が続くということでしょうか。

(宇田室長)

審議会等手続のサイクルですが、答申をいただき市の方針を決定し、公表して審議会等手続が終わることになります。この件は市の方向付けが定まっておらず公表しておらず、審議会等手続はまだ完結していないということで、実施シートを作成しませんでした。

(三木委員)

答申が送られてきたような憶えがないのですが。

(草野委員)

完全な形ではないですね。

(中嶋委員)

意見を言って、後はお任せということではなかったかと思えますが。

(草野委員)

最終的には、委員長と事務局が対応するだろうと思っていました。その対応した結果が私に届くと思っていましたが、それはまだ届いていません。

(委員長)

認識としては私も一緒に、最後にまとまったものを成果物として答申されたのかというのがあります。形式的な答申があったとしても中身ですが、それを確認したいのと、答申が出されているのなら審議会等手続は終わっていると思います。

(宇田室長)

市民参加条例の第11条第2項に、「市の機関は前項の規定により、求めに応じて審議会等から提出された意見についての検討を終えたときは、次に掲げる事項を公表するものとする」という規定があり、確かに答申はいただいているので、第2項の途中までは終わっています。後段の「市の機関が検討を終えたときは」が完結していないので、未了という認識であります。

(委員長)

分かりました。

先程の部長さんのお話では、9月に条例案を提出するということですので、少なくともその前までに検討が終わり公表されるということになりますね。

この委員会としては、答申は出しているわけですね。

(宇田室長)

答申はいただいた形になっています。

(委員長)

委員の中でも不明確なので、再度送ってくれますか。

(事務局)

かしこまりました。

(委員長)

話を戻しますが、「その他」の部分についていかがでしょうか。

本部の意見を踏まえるならば、①については、他の審議会の公募委員がアンケートに答えるのはいいと思いますが、②の方法で、市政だよりに載せて希望者が回答するという形が、実際に4人しか出てこなかったというのは、アンケート方法が必ずしも適切ではなかったという指摘せざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

これはまだ終わっていないので、今後しっかりやってもらうものとして、特に②の方法については、実施方法としては十分ではなかったという委員会のコメントを付けたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでいきたいと思います。

次に、3つ目の案件「情報化推進計画の策定」について、説明をお願いします。

(宇田室長)

「情報化推進計画の策定」については、2つの方法を行いました。

まず、資料4-1「その他の方法」の実施状況シートで、『電子会議室「みんなの意見」』、方法ですが、市ホームページ内の掲示板を利用した意見募集、市政だよりとホームページで10月1日から30日までの30日間周知しましたが、意見提出が0でした。その結果ですが、11月11日にホームページで掲載しております。

推進本部のコメントはご覧のとおりで、添付書類は、周知の記事でございます。

次、資料 4-2 が「意見提出手続」で、公告日が 9 月 25 日、その他の方法として市政だより 10 月 1 日号、ホームページは 10 月 1 日でございます。意見提出期間は 10 月 1 日から 30 日までの 30 日間で、意見提出は 0 でした。

結果の公告が 11 月 11 日、同時にホームページでの掲載を行いました。この計画の決定は 2 月 8 日、推進本部のコメントは以下のとおりでございます。

添付書類ですが、周知の際の公告文、市政だより、ホームページ、それに付随した案文の表紙、実施結果の公告文、ホームページの記事でございます。

以上、よろしく願いいたします。

(委員長)

では、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(中島委員)

電子会議室も意見提出手続は 0 だったということで、推進本部のコメントも、一層の周知とか、多くの回答が得られる方法となっておりますが、そもそも市民の方に情報化推進計画や情報化とは何なのかがあまり伝わってなくて、自分に関係のあることなのか、あるいは意見を出そうという気持ちがわからないと思うので、情報化推進計画についての周知を市民の方にすべきだというコメントが必要ではないかと思えます。

(委員長)

少し気になるのは、情報化推進計画について、電子会議室で意見が出てこないというのは何か違和感があるのですが、電子会議室はどのくらい活用されていますか。

(成田課長)

あまり活用されていません。

(委員長)

そのような感じがしましたが、情報推進課が、電子会議室をもっと周知というか、使ってもらおう努力をする必要があるのではないのでしょうか。意見を出してくださいと言いながら、事実上、そういう周知もしていないということになってしまうと思えます。

この部分については、中島委員のおっしゃられた電子会議室にしてもパブリックコメントにしても、積極的な意見が出せるような周知方法をもっとされたいという意見でいいと思いますが、情報化の分野に興味がある人たちが少なからずいると思うので、少し周知徹底が足りないということだと思えます。

では、資料 4-1、4-2 とともに、更に意見が出るような周知方法を検討されたいということをつけたいと思えます。

続いて、「行財政改革大綱及び同推進計画の策定」について、お願いいたします。

(宇田室長)

「行財政改革大綱及び同推進計画の策定」に関しては、2 つの方法です。

まず、資料 5-1 が「審議会等手続」で、審議会等の名称が四街道市行財政改革懇談会、委員数が 15 人で、うち公募が 4 人、意見を求めたのが 5 月 18 日です。

その他ですが、「議題の提示」で、開催が 6 月 16 日、公募委員の出席が 2 人。8 月 3 日、公募委員の出席が 3 人、9 月 17 日に提言という形で提出されております。

結果ですが、全意見を反映した形になっており、結果の公告及びホームページでの公表が3月31日、計画等の決定日が9月18日でございます。

推進本部のコメントはご覧のとおりです。特に意見の取り扱いについてですが、「結果公表は、分かりやすく表現できているが、意見提出手続周知以前に公告すべきである」ということでございます。

添付書類は、懇談会に議題を提示したときの通知文、懇談会からの提言の鑑文、提言について複数ページ、結果の公表の公告文とホームページでございます。

資料5-2が「意見提出手続」の実施シートで、周知は10月1日に公告を行い、同時に市政だよりとホームページも行っております。実施期間が10月1日から10月30日までの30日間、意見の提出が2人で7件、意見を反映し、案を修正したものが2件、案を修正しなかったものが4件、その他が1件です。

結果の公告日が2月17日で、同時にホームページで公表しております。計画の決定が3月2日で、推進本部のコメントは記載のとおりでございます。

添付書類ですが、意見提出手続の公告、市政だよりの記事、ホームページの記事、大綱の計画の表紙、公告に関しましては全て出しておりますが、添付書類は表紙のみです。意見提出手続の実施結果の公告文と意見の取り扱いの一覧、同じくホームページ記事です。

以上、よろしくお願いいたします。

(委員長)

まず、資料5-1、審議会等手続について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

推進本部のコメントですが、10月1日からパブリックコメントを実施しているにも関わらず、公告が3月31日だからということですね。

(宇田室長)

はい。

(大倉委員)

委員が15人もいるのに2人や3人の出席しかなく、出席者が少ないのはなぜですか。

(宇田室長)

15人のうち4人が公募委員で、その公募委員の出席が2人とか3人ということです。

(委員長)

公募委員として自ら手を挙げられたのに、6月18日は半分欠席で、日程調整の問題もありますが、あまり好ましいことではないと思うので、その点は指摘まではしなくてもいいと思います。

その他よろしいですか。

それでは、推進本部のコメントを留意させるようなコメントを付けたいと思います。

次に資料5-2、パブリックコメントですが、これについてはいかがでしょうか。

(三木委員)

少し戻りますが、情報化推進計画の時も、行財政計画推進計画の時も、パブリックコメントの時に、計画案とか大綱案だけしか資料として公表されていません。条例では、計画等の案及び当該案に関する資料ということで、参考になるものとか、市民にとって分かりやすいものを添付することが前提ではないかと思えます。案だけ出されても、かなりのボ

リ्यूムだと見るだけで大変で、理解をするのが大変な場合もあります。

ホームページを見ると、案だけしかダウンロードできないようになっているので、手間やスケジュールの問題などいろいろあると思いますが、案だけではなく、市民にとって分かりやすく参考となる資料を一緒に出すように努力をしていただく必要があると思います。

情報化推進計画も行財政改革大綱もとても重要なものですが、意見が出にくいと思うので、周知方法も情報を十分行き渡らせるのと同時に、中身も周知するということが重要だと思うので、その旨コメントしたいと思います。

(委員長)

第9条第1項第2号に「計画等の案及び当該案に関する資料」となっています。

確認ですが、先程、情報化推進計画とこの行財政改革大綱は、三木委員のご指摘のとおり、案しか示していませんか。

(宇田室長)

はい、そのとおりです。

(委員長)

ご存じの方もいるかもしれませんが、国が法案を出すときは必ず法律案の他に、法律の新旧対照表や概要版、骨子というものが付いています。骨子は、膨大な法律について1枚にまとめ、概要版は2、3ページにまとめるもので、そのようなものがないと、詠むのも大変なので意見は出してこないと思います。

ここでは、「意見を市民が出しやすいように概要版や関係資料を公表すべきであった」という意見を付けるようにします。逆に言えば、今後はそのような指導をしていただきたいということです。

それでは、こちらと先程の情報化推進計画にも同様の意見を付けます。

その他よろしいですか。

続いて、四街道市子どもプラン（後期計画）の策定についてお願いいたします。

(宇田室長)

市民アンケートについては20年度に実施済みですので、この行政活動については4つの手法で行われたということになります。

まず、資料6-1「審議会等手続」ですが、審議会の名称は「四街道市保健福祉審議会」、委員数が14人で、うち公募が3人です。開会が5月1日、12月22日、2月9日、2月22日で、それぞれ2人、1人、1人、3人、中の2日間は子ども部会の開催になります。

意見提出された期日は、2月22日に答申され、その都度の会議で口頭行っております。

結果の取り扱いですが、意見が13件出され、ご覧のとおりの内訳となっております。結果公告日が3月31日、同時にホームページでの公表を行っております。計画自体の決定日は3月31日、推進本部のコメントはご覧のとおりでございます。

添付書類ですが、最初が審議会等手続の実施結果で、第2回子ども部会のものです。次が、第2回子ども部会の際の意見の取り扱い、次のページが第3回子ども部会の内容についての公告文で、別紙4というのが、第3回子ども部会での意見の取り扱いの内容です。次の、四街道市公告第38号が、第2回四街道市保健福祉審議会、親会の審議の際の公告文で、添付しているのが、親会の際の意見の取り扱いの内容でございます。次のページが、

最終的な「こどもプラン」で審議会等手続を経て修正した内容を入れております。次のページが、市政だよりの公表内容になっております。

次に、資料 6-2 が「その他の方法」の実施シートで、こどもプラン（後期計画）策定に係る意見交換会ですが、これは対象者を限定しているものです。

概要ですが、①から④の対象者に意見交換会を実施しています。周知に関しては対象者限定ですので、それぞれ出席を依頼しております。実施に関しましては、それぞれ記載のとおり各 1 日、延べ 4 日間の実施で、実質 3 日間ですが行っております。

出席者数は、対象者の欄に記載しております。結果の取り扱いに関しましては、内容をとりまとめてこども部会に報告しており、結果の公表がホームページで 3 月 31 日、推進本部のコメントはご覧のとおりで、ホームページで公表した内容を添付しております。

続きまして、資料 6-3 が「意見提出手続」の実施シートで、周知が 1 月 8 日、市政だよりが 1 月 1 日号、意見提出の期間が 1 月 8 日から 1 月 28 日までの 21 日間です。意見の提出が 3 人 15 件で、意見の取り扱い内訳はご覧のとおりでございます。

結果の公告に関しましては、3 月 31 日に公告し、同時にホームページで公表しました。計画等の決定日は 3 月 31 日、推進本部のコメントはご覧のとおりでございます。

添付書類ですが、周知の際の公告文、周知の際の市政だよりの記事、こどもプランの内容、意見募集した際のホームページの記事、結果公表の公告文、結果公表に添付した意見の取り扱いの内容が 2 枚、最後が結果公表のホームページの記事でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

（委員長）

まず、資料 6-1 の審議会等手続について、ご意見等お願いいたします。

（三木委員）

これは、審議会の諮問、答申を受けていますね。意見の取り扱いの反映というのが一体の何なのかというのが、どうしても違和感を覚えます。

要は、答申を受けた最終案を、市としてどうしたかという説明を本来ここに書かなくてはいけないと思いますが、書いてあるのは、審議会の中で出た意見をどう扱ったかということです。これは、以前整理をした覚えがあるのですが、どうなっているのですか。

（宇田室長）

ご指摘のとおりで、条例施行後 1、2 年間は、審議会等手続の公表の仕方をどうしたらいいのか試行していた時期でした。その際に、審議会に諮問して答申を受けた内容は公表するが、審議会での意見を市がどのように取り扱ってきたかも公表の中に加えなさいという指導を当課でしており、それに沿って社会福祉課が審議会が出た意見について、実施シートを作って公表してきたという経緯がございます。

その後、そもそも審議会等手続の意義は、諮問と答申、それに基づく結果の公表、これに尽きるということでしたので、市もその都度担当課には申し伝えていましたが、意図がうまく伝わらず、昨年度は統一がとれませんでした。

（委員長）

この部分ですが、条例の見直しではどうしましたか。

（宇田室長）

諮問に対する答申を最終的に公表する一連の流れが審議会等手続だという答申をいただきましたので、それを反映させた条文にする、あるいは運用と解釈で説明したものを作成するという、あとは、事務局側でフォローしていきなさいという宿題もいただいております。

社会福祉課にも、現在そのような経過になっているので、適切ではないというコメントを一時付ける予定でしたが、これまでの運用の経緯がありましたので、今回のコメントはこの形に落ち着かせることにしました。

(委員長)

今の情勢ですと、市の機関の考え方となっているからおかしいのであって、むしろ、これは忠実にやってくれているものです。ところが、説明のあったとおり、本来審議会等手続は答申の中に意見が反映されるということなので、条例上が不適切だということになります。ここは指摘のしにくいところなのですが。

(三木委員)

元々は合議体なので、個々の委員の扱いというよりも、合議体としての意見の取り扱いをするのが正しいと思います。その中で採用されなかった意見等については、会議公開の中でどのような経過をたどったかというのを記録の公開を含めて迎えるようにするのが本筋だと思います。

あとは、少数意見をその答申の中で書くという形で、合議体として本来やるべきですが、この間の経緯を考えると、指摘事項としては指摘しにくいと思います。

(委員長)

今日の議事録も残りますので、コメントとして入れないでよろしいでしょうか。

条例の改正も含めて、今後そのような手続きを取るようにしてください。

表現上は適切であると思いたいと思います。

それでは、資料6-2「その他の方法」についてはいかがでしょう。

特定のものに対する意見交換会ということで、意見交換会手続にはならない、「その他の方法」ということです。

よろしいでしょうか。これはそうします。

資料6-3「意見提出手続」、パブリックコメントですが、見る限り、案しか公表していませんので、資料を提供すべきであるというコメントを付けます。

その他、ありますか。

(草野委員)

こどもプランは重要な計画だと思いますが、3人しか出てこないのは不思議というか、少し違和感があるのですが、何か方法はあるのでしょうか。

(委員長)

意見提出手続は、実際に多くの自治体で伸び悩んでいます。逆に言えば、様々な方法で周知するしかありません。意見を出すか出さないかは市民の自由なので、事務局も一番頭を悩ませているところだと思います。

(草野委員)

先程の情報化とは、少しレベルが違う感じがしています。

(委員長)

普通、利益に関わる部門は意見が出るのですが、まだ計画の段階だからだと思います。例えば、保育所の統廃合とかという話になると、当事者、関係者など関わっている方から実際に意見は出てきますが、計画の段階では、意見としては出てきません。日常のものとか離れたイメージがどうしてもあるのかもしれないですね。

(草野委員)

そういう点では、先程のことも含めて、意見を出せるような工夫をする必要があるのかもしれないですね。

(委員長)

今回は15件といっても3人だけなので、これもコメントに加えたいと思います。

次、「地域福祉計画の策定」について、お願いいたします。

(宇田室長)

6番「地域福祉計画の策定」で、5つの手法を予定しており、そのうち3つが未了です。計画策定は昨年度、本年度の2ヵ年で行うもので、昨年度が「その他の手法」の資料7-1、7-2を終えています。

資料7-1、アンケート調査に関しては、18歳以上の市民2,000人の無作為抽出、郵送アンケートを行いました。

周知が8月19日、対象者に直接郵送しています。実施が8月19日から9月1日まで2,000人です。結果の取り扱いが、調査報告書としてとりまとめ、計画策定の資料として活用するというものでございます。

アンケート調査の結果に関しましては、3月31日にホームページで公表し、情報公開室による公表も行っております。

推進本部のコメントはご覧のとおりですが、添付資料は、アンケートの公表資料ではなく、直接の関係がなく申し訳ございません。実は、資料7-2で市民講座等も行っておりますので、それも含めての公表の資料で、アンケートの一部でございます。

資料7-2が、「地域福祉計画策定に係る市民講座」で、講師を招き「共助」の考え方についての啓発と基調講演をし、その後、参加者に感想や日頃の課題等を感じていることについて話し合ってもらった機会を設けたということです。

9月3日と10月19日に周知を行い、10月18日と11月14日に実施しました。それぞれ16人、21人の参加があり、結果の取り扱いに関しては、基礎調査報告書としてとりまとめ、計画策定の資料として活用したということで、ホームページで3月31日に公表しており、前の資料との抱き合わせでの公表ということでございます。

添付書類ですが、市政だよりの周知の広報、2回目の市政だよりの周知の記事、自治会回覧で周知した回覧文、ホームページで開催をご案内した記事、市民講座の資料の抜粋、公表した基礎調査報告書の表紙でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、まず「その他の方法」、アンケート調査について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

(大倉委員)

資料 7-1 で、対象者 2,000 人に郵送されて、回収率はどのくらいでしょうか。

(草野委員)

これに関わっていましたが、54.4%で 1,087 通です。

(委員長)

回収率は重要だと思うので、今後は入れてください。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

続いて、市民講座についてはいかがでしょうか。

1 点確認ですが、この市民講座の資料には、ワークショップが 12 月 5 日と 12 日で、資料 1 にも 12 月と書いてありますが、これも先程と一緒に、市の方針が出ていないから、まだ未了ということですね。

(宇田室長)

ワークショップにつきましては、まだ継続していて、2 ヶ年にわたり実施中です。

(委員長)

分かりました。それでは適切と認めます。

続いて、資料 8「南口広場整備計画の策定」をお願いいたします。

(宇田室長)

資料 1 を 1 枚めくりますと、7 番目が南口駅前広場です。既に昨年度、基本設計で意見提出手続を済ませているので、今回お諮りいただくのがその他の手続と、実施設計の際の意見提出手続の 2 つでございます。

まず、方法名が、四街道駅前南側整備促進協議会、これは公募委員を含まない審議会への諮問・答申でございます。会議は 3 回開催され、出席者が 10 人です。

結果の取り扱いですが、「市から整備方針と市民意見を提示し、当該整備方針のとおり答申を受け、計画どおり整備を進めることができた。また、今後に対する付帯意見もいただいたので活用していく」という内容です。

推進本部のコメントはご覧のとおりで、添付書類は、協議会の内容と答申です。

次に、資料 8-2、駅前広場の実施設計の「意見提出手続」でございます。

周知の公告が 10 月 1 日、市政だよりとホームページで同時に公表を行っております。意見提出期間が 10 月 1 日から 10 月 30 日までの 30 日間、提出者が 18 人 18 件、ご覧のとおり取り扱いとなっております。

結果の公告が 11 月 27 日に公告し、同時に市政だよりで 1 月 1 日、ホームページで 11 月 27 日に公表をしております。推進本部のコメントはご覧のとおりでございます。

添付書類は、意見提出手続の実施の公告文、駅前広場整備計画についての内容、意見提出手続に添付したものです。図面等の後が意見提出手続の実施結果の公告文、ホームページの記事、添付されているのがパブリックコメントで出された意見の取り扱いの内容で全 18 件、参考資料として概略図でございます。

(委員長)

確認ですが、パブリックコメントで、18件、18種類、46件ではないですか。同じ意見がいくつもあるから18種類というのは分かりますが、18件ではないですね。違う人がたまたま同じ意見だっただけなので、資料8-2の件数は46件だと思います。

ここで問題となるのは反映の度合いですが、正しくは、同じ意見でも2つあってそれを反映したら、それは2件とカウントとしなくてはならないので、後で数字を直してもらったほうがいいですね。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

それでは、資料8-1から、ご意見等がありましたらお願いいたします。

これは公募委員がいませんが、事業者などは法人という意味での市民に入って関わっているの、「その他」の方法に入れたという認識でいいですか。

(宇田室長)

当初、複数の手続きをとるように担当課に指導していますが、南側広場の土地が収用にかかり、迅速性が求められる一方、他の手続きに代えられないので、審議会等手続に準ずるその他の方法ということで、この協議会を市民参加手続として加えたというご説明をしたのではないかと記憶しております。

(委員長)

その他、ご意見等いかがでしょうか。

(中島委員)

実施予定の時に意見を申し上げたと思いますが、迅速性が求められるといっても、可能なら2種類の市民参加手続を実施するのが望ましいと思います。

意見交換会なら実施できると思いますので、そのような努力をしたほうがよかったのではないかと思います。ただし、パブリックコメントについては、非常に沢山意見が出て、幅広い年齢層から意見も出ているので、やはり具体的な問題になると意見が沢山出るものだと思います。

(委員長)

今の点について、本来なら複数の手続きを実施すべきはなかったかという指摘ですが、事務局からコメントありますか。

(宇田室長)

昨年度、そのようなご指摘をいただいていたのは承知しておりますが、急がなければいけない理由として、収用のご説明をしたので、コメントには直接そのようにはいただかなかったということです。

(委員長)

この委員会は、それ自体を問うてはなりません。もし出すとすれば、それでも意見交換会などの手続きを実施するほうが望ましかったと、中島委員の意見のようになるとは思います。他の委員はいかがでしょう。

原則だというのが優先であれば、そこまでいらぬという考え方もできると思います。

(宮原委員)

答申が公開されていないので、それに対して意見を言うこともできない状況ですね。

(委員長)

答申が公開されていないということですが、その点はいかがでしょうか。

(宇田室長)

はい、しておりません。

(委員長)

その理由は何ですか。

(宇田室長)

すみません、把握しておりません。

(宮原委員)

類推するに、やはり実施手続ですから、公開できないという面もあるとは思いますが。

(委員長)

確かにJRなどの利益団体もありますが、これは公開すべきではないでしょうか。

情報公開請求が出されたらどうなるのですか。

(宇田室長)

公開できる内容となっています。

(委員長)

ご指摘があったように、これを出さないで意見を提出しろといっても難しいと思います。

次の項目になりますが、パブリックコメントに出されている項目に付随して出してあげないといけないのではないですか。

(三木委員)

答申書の後に何か続いているのですか。

(中嶋委員)

計画案が後ろに示されているのでしょうか。

(委員長)

事務局側では分かりませんか。

(宇田室長)

はい。

(委員長)

これは後日確認してもらい、各委員に伝えてもらえますか。

(宇田室長)

かしこまりました。

(委員長)

ここでは、答申を公開すべきであるという意見を付けたいと思います。

(三木委員)

この協議会が公開で行ったか分かりますか。

要は、市民参加手続を行うのに、非公開で当事者間の協議だけで行っているものが、市民参加という位置付けでこのような制度の上に乗せていいのかという疑問があります。

答申の公開もそうだし、会議の公開、当日の資料や記録の公開など、そういうのが全くないままに、市民参加手続を実施したと言われても、あまり馴染みがない感じがします。

(中島委員)

この実施状況シートについて2種類くらい使われていて、意見の取り扱いというのが分かっているものと分かれていないものがあります。

評価の仕方について、市民会議とか審議会みたいなものと、パブリックコメントや意見交換会は、本来は評価を少し分ける必要があって、市民会議とか審議会については、三木委員がおっしゃったような会議は公開されているかとか、議事録が公開されているかとか、答申が公開されているか、公開される時期がいつかということですか、その会議の回数が十分で、議論が尽くされたか、可能ならば質的なところも少し踏み込んで評価ができるような資料が、本来的にはあるべきではないかと思います。

そのことも併せて考えると、協議会で公募委員を含まないからその他の方法にしたが、会議としての評価をすると一体どうなるのかといった部分は、三木委員がおっしゃったように出てくると思います。

(宇田室長)

まず、三木委員からのご指摘ですが、この会議自体は公開できない会議ではないと認識しております。確認いたします。

それから、中島委員がご指摘いただいたとおり、その他の手法ということで、その他のシートに作っていますが、実際は審議会等手続に類似しているので、専用のシートの作成が必要だとは認識しております。情報を整理して、作成し直して再度ご呈示してもよろしいのですが、そうであるとコメントがまた後になってしまうので。

(委員長)

中島委員がおっしゃられた点、会議が公開されているか、議事録が公開されているかは、シートの修正も含めて今後検討していくことにします。

三木委員がおっしゃられた部分については、再度ご確認いただき、この協議会が公開されているのか、議事録が公開されているのかを確認し、されているのであれば、結果を公開しないのはおかしいので、委員会として指摘します。

非公開であれば、この協議会は市民参加手続ではないかもしれませんが。そこはもう少し検討する必要がありますが、そうすると意見提出手続しか実施していないことになります。

ここで結論は出しようがないので、それを調査していただき全員に送ってください。

先程、事務局から公開しているだろうとのことでしたので、それが前提という留保条件を付けた上で、結果を公表すべきであるというコメントを付けたいと思います。

その他、よろしいですか。

(三木委員)

審議会等手続をした場合は、会議の公開に係る事項については指針の定めに従うとなっていて、公募委員がいる以外に、基本的に市民参加手続である以上は、ある程度会議が公開で行われている必要もあると思いますが、審議会等手続にはルールはあるのですか。

(宇田室長)

運用上は規定しておりません。

(委員長)

それはそれぞれの委員会の自立性の中で判断しているのでしょうか。ただし、全体としては、公開の流れはあると思います。

情報公開条例に、会議の公開の規定が書かれていませんか。

(委員)

「会議公開に関する指針」というのがあると思いますが。

(宇田室長)

「原則公開」と書かれています。

(委員長)

ということは、原則はそれで、余程例外的な案件、処分するような案件だとかとなってくれば話は別ですね。

(三木委員)

会議の公開は、会議を開催するというアナウンスから始めないといけないので、後から傍聴希望があれば傍聴できたというのは、少し性質の違う話になってしまうと思います。

基本的にその他手続で、公募委員がないという理由で第三者機関が入ってくる場合は、審議会等手続と準じた形でやっていただく必要があると思います。

複数実施しなさいといったから無理矢理やりましたという感じではそれもどうだろうと思うので、運用上の改善としてお願いすべきことではないでしょうか。

(委員長)

今2点が今後の問題として上がりましたから、議事録に残した上で改善していくことにしますが、ここでは、調査確認をして、先程言ったコメントを付けるかどうか判断することになります。

それでは、資料8-2の意見提出手続について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

適切であるということで、よろしいですか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それではそのようにして、議事(1)を終わらせることにします。

続いて、ワンストップの説明をお願いいたします。

(宇田室長)

ワンストップサービスについては2つの手法があり、まず「その他の方法」として資料9-1「市民窓口アンケート」でございます。

これは、対応窓口においてアンケート用紙を設置し配布したもので、もう一つが、地区連絡協議会で自治会長等へ周知し、同時にアンケート用紙を配布して回収したものです。

6月10日に周知を行い、6月15日から6月30日までの15日間、443人からアンケート調査票が上がってきました。内訳ですが、窓口が364件、自治会長から79件で、結果の取り扱いは、「アンケート結果は意見提出手続におけるワンストップサービス計画案に反映させた」ということで、推進本部のコメントはご覧のとおりです。

添付書類ですが、アンケート協力のチラシ、アンケート内容のコンセプト、要領、アンケート票本体、それから集計結果の速報版ということで整備したもので、これは内部検討資

料のみの活用でございます。

次に資料 9-2、ワンストップサービスプロジェクトの意見提出手続でございます。

内容ですが、業務及びフロアレイアウト等について、7月15日に公告し、併せて市政だよりとホームページで7月15日と8月1日に公表しました。意見提出の期間が8月1日から8月31日までの31日間、提出が5人5件、ご覧の内訳となっております。結果の公表、公告が10月23日、同時にホームページでの公表を行いました。

推進本部のコメントはご覧のとおりで、添付資料ですが、実施の公告文、7月15日号市政だより、実施結果の結果公告文とホームページの記事、意見の取り扱いの内容です。

以上、よろしく願いいたします。

(委員長)

まず、資料 9-1 のその他の方法、アンケートについてご意見等お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは適切とします。

次、資料 9-2 について、5人の方から意見があったということです。

確認ですが、パブリックコメントで別紙1が出されているようですが、市民から意見を聞くに当たって、フロアのレイアウトか何かを示したものでか。

(宇田室長)

フロアのレイアウト案です。

(委員長)

今日こちらに来るときに、いろいろな色が使われて分かりやすいと思ったのですが、色の内容も出したのですか。

(宇田室長)

色までは提示できませんでしたが、配列等についてはお示しいたしました。

(委員長)

これについてはいかがでしょうか。

それでは、これは適切ということで答申したいと思います。

最後、「国民健康保険税条例の一部改正」をお願いいたします。

(宇田室長)

実は、昨年度の実施予定には入れておらず、年度末、あるいは今年度の年度当初に実施一覧で再確認したところ、実は実施したということで国保年金課から出されたものです。

内容については、国民健康保険税条例の一部改正で、ここに書いてある※印、条例第6条第4項の規定による任意実施ということです。

(委員長)

税条例ということなので、対象外だが、実施したということですね。

(宇田室長)

対象外で実施しました。

国民健康保険運営協議会で、委員数10人、うち公募1人で、審議会等手続として2月12日に開催し、提出された意見は口頭承認の形でございます。結果といたしましては、3月31日に公告、市政だより、ホームページで公表しました。

添付書類は実施結果の公告文、その付随資料でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

市民参加手続については、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものは除外されています。これは例の条例改正のところで議論になりましたが、現行では対象外ですが、第6条第4項にある任意の手続きとして、これを協議会にかけたということです。

ご意見等ございますか。

なければ適切ということにしたいと思います。

それでは、議事(1)は以上です。

今の審議経過を踏まえて、調整して答申を出させていただくことになると思います。

1点だけ保留がありますので、事務局はお願いいたします。

その前に、40分まで休憩をいれて、残り2つの議案から再開したいと思います。

10番の都市核北整備は、今後この委員会にかかるということですね。

(宇田室長)

そのとおりです。

— 休憩 —

(委員長)

それでは再開します。

2つ目の議題、平成22年度市民参加手続の実施予定(追加分)について、事務局からご説明をお願いいたします。

(宇田室長)

資料11が一覧表です。追加が3件あり、1番目が「四街道市休日夜間急病診療所条例の一部改正」、2番目が「地域住宅計画四街道市地域の策定」、3番目が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」でございます。

それでは、個票で説明いたします。

資料12、「休日夜間急病診療所条例の一部改正」で、現在の診療科目は内科、外科、小児科ですが、それを内科、外科に変更し、小児科を外すという内容でございます。

手続きの対象とする根拠ですが、第1項第5号の「市民生活に重大な影響を及ぼす制度の改廃」に該当するというので、22年10月に条例の改正、施行予定でございます。

第1号の意見提出手続を7月から8月に予定、努力義務として、第3号の審議会等手続、保健福祉審議会に6月付議を予定しております。

資料13が「地域住宅計画の策定」で、国からの地域住宅交付金を受けるに当たり、策定が義務付けられており、新たに平成23年度から27年度までの計画を策定するものです。

これについては、第6条第4項の任意実施で、計画策定が来年4月1日の予定です。

第1号の意見提出手続を12月から来年1月にかけて実施いたします。

複数の市民参加手続を実施しない場合の理由ですが、「当該行政活動は、第6条第4項の行政活動に当たるため、当該計画に係る審議会等は設置されておらず、また既存市営住宅並びに既設介護住宅の適切な改善を推進する計画の策定を行う内部的行政活動のため、市民会議を開催するには至らないため」ということでございます。

次が、資料14「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更」で、位置付け

る事項ですが、専門的な項目についての記載を変更するものでございます。

市民参加手続の対象とする根拠ですが、第1項第1号の「市の基本的な計画の策定、変更」に該当するものです。施行予定が今年の6月1日ですが、市民参加手続を実施しない適用除外項目として、第3号の「法令の基準により実施が定められており、その基準に基づいて行うも」のを引用して実施をしないものでございます。詳しい理由ですが、「農業基盤強化促進法の一部改正に伴い変更するものであって、法に規定された新規事業や廃止された事業についての手続きの基準についての変更を行うもの」なので、第3号を根拠としております。

推進本部のコメントですが、その根拠の適用が適切であるということでございます。

以上、3件、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

1件ずつ審議をしたいと思います。

まず、資料12「休日夜間急病診療所条例の一部改正」につきまして、意見提出手続と審議会等手続を実施する予定です。

ご意見等ありましたらお願いいたします。

今後の予定としては、この方法が適切であるという答申でよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

続いて、資料13「地域住宅計画四街道市地域の策定」です。これは任意の実施ということで、本来は対象ではないが、意見提出手続を実施したいということです。

これについて、ご意見等ありましたらお願いいたします。

— 異議なしの声 —

それでは、これも適切とします。

資料14「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更」ということで、第6条第1項第1号の計画に該当するが、第6条第2項第3号の法令の規定で実施の基準が決まっているので、市民参加手続を行わないというものです。

これについて、いかがでしょうか。

(中島委員)

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」ということですが、市の基本構想や基本計画と比較して、非常に部分的でかつミクロ的なものであり、法令に基づいて実施をすることから、市民参加手続は実施しないという捉え方で考えられているということよろしいのでしょうか。

(宇田室長)

そのとおりです。

この構想そのものが、第6条第1項第1号に該当するの否かの判断ですが、担当課としては、農業関係での重要な計画であると位置付けているということなので、該当させた担当課の判断を尊重しました。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

確認ですが、18年から23年の計画として定まっているが、その内、法で新たに追加したものの、それから外れたものについて手続きを加えたり削除したりする、それは法に書いてあるものを書くだけだという趣旨でよろしいのですか。

(宇田室長)

そのとおりです。

(委員長)

分かりました。

それではよろしいですね。これも適当と見なします。

それでは、次の議題にまいります。

平成21年度市民提案手続に対する回答について、ご説明をお願いいたします。

(宇田室長)

資料15ですが、市民提案手続の提案状況等についての一覧になります。

平成21年度は、市民提案の公募を2回行いました。1回目は、7月1日から7月31日までの1ヶ月間募集し、1件の提案がありました。第2回目が11月2日から11月30日までで、1件の提案があり、内容については記載のとおりでございます。

傍聴の方には大変申し訳ないのですが、資料15の一覧表のみで資料をお渡ししております。個別シートで説明するので、私の説明が若干詳しいものになろうかと思いますが、ご了解いただきたいと思っております。

まず、資料1-1ですが、四街道公民館、旭公民館、千代田公民館の3公民館や自治会館等の建築物に太陽光発電装置を設置する案で、7月31日に提出され、有効署名数は459人でした。回答は未回答ですが、提案に対する市の考え方についてご説明いたします。

まず、「3公民館のうち装置に耐え得る施設に太陽光発電装置を設置する」という提案に対する回答ですが、「四街道、千代田、旭の3公民館は築25年以上を経過していますので、建物の老朽化が進んでいます。施設の強度面や耐用年数、同装置の期待寿命を勘案し、公民館には同装置を設置いたしません」という回答です。

回答の理由ですが、3公民館の建築年数、財務省が定めた減価償却資産の耐用年数に関する省令があり、鉄筋コンクリートの建物の耐用年数が50年なので、建物の耐用年数は、あと15年から23年になります。

一方、太陽光発電装置の耐用年数は、省令では9年とされているものの、国の補助金制度では17年となっています。一般的な期待寿命は、20年から30年といわれていることから、設置しないということにしております。

2番目の提案、「自治会館等設置を希望する地域で太陽光発電装置を設置する。設置順位は別に検討する」という提案ですが、「自治会集会所は地元所有の施設ですので、太陽光発電装置は、自治会独自で設置していただくことになります」という回答です。

回答の理由ですが、「自治会集会所は自治会等が独自に設置する施設であって、市では集会所建設費補助金制度を設け、建設時に900万円を限度に補助金を交付しています。なお、売電という太陽光発電装置を本補助金の対象とするかどうかについては、今後の検討事項です」ということです。

同じく太陽光発電の3つ目の提案ですが、「市内の有価物回収益の一部を充て、基金的要

素を取り入れ、太陽光発電装置設置補助制度を設ける」ということです。

回答ですが、「太陽光発電装置の助成については、省エネや地球温暖化防止の効果が高いことから、補助制度を新たに設けるための検討を開始いたします。一方、有価物回収益の一部を基金とすることについては、検討いたしません」という内容です。

回答の理由ですが、地球温暖化等、省エネ効果も期待して、一般家庭の普及を国でも図っているということで、当市においてもその検討を進めるという内容、それから、財源に関して、回収した資源ゴミの売却代を基金に積み立てるという提案に対しては、「資源売却代はクリーンセンター運営費を始めとする市政全般に充てる貴重な財源ですので、収益金を基金に充てることはしません。ちなみに、19年度における年間ゴミ処理の経費が約10億円、11億4,800万円、一方、資源の売却代の収入が5,540万円で、歳出の4.8%にしか過ぎず、一般財源全てにこの売却代金が吸い込まれていく訳ですが、ゴミ処理経費にとっても4.8%でしかないということなので基金にはしません」という内容でございます。

その他の補足ですが、現在、太陽光発電装置を設置している公共施設は、和良比小学校、市営霊園などで、市営霊園は太陽光発電の街路灯のみ、和良比小は発電装置があります。今後については、市立小中学校の校舎や体育館について、新築の際、あるいは耐震補強工事の際に合わせて太陽光発電パネルの設置を進めていきますという方向付けも、ここで補足説明をさせていただいております。

これが、第1回目の提案内容に対する回答でございます。

(委員長)

第1回の提案ですが、今の説明は回答案だと思いますが。未回答というのはどういうことですか。

(宇田室長)

実は、7月31日に提案をいただき、検討を進めて回答しようとしていたときに、前市長が療養に入ってしまった。太陽光発電に関しては、当時の市長の政策的な位置付けにもなっていたので、療養が開けて市長の意向を確認してから回答にする予定で保留しておりました。

保留していることに関しては、理由を付して提案者には逐一説明し、ご納得、ご理解いただきましたが、辞任を受けて、市長選挙があり、新しい市長の下で再確認し、回答を新たに協議し直して、今回の回答案を仕立てましたが、近々に回答する予定です。

(委員長)

分かりました。

ご意見等ありましたらお願いいたします。

(大倉委員)

意見ではありませんが、資料1-1の名称で、公民館の名称で「旭ヶ丘」とありますが、「旭」です。次の通知書にも「旭ヶ丘」となっていますが、「旭」です。

(宇田室長)

提案者がこのように記載しており、市の回答は四街道、千代田、旭としております。

(委員長)

なるほど。やむを得ないですね。

その他、いかがでしょうか。

(草野委員)

教えていただきたいのですが、市民提案に対する回答期限はないのですか。

(宇田室長)

条例上はありません。

(草野委員)

社会通念上だとか、何かないのでしょうか。

(委員長)

提案なので、なるべく早く審議して、市で方針を決めて決定すべきだと思います。

内容にもよるのですが、今起きている課題をすぐに対応しないとまずいことについて引き延ばしてしまうと問題になるでしょうし、この件は予算の問題でもあり、前市長の事情もあるので、トップが決めることですからやむを得ないともいえます。

条例上は期限を設けていないので、なるべく早く回答するということなのです。

(草野委員)

ありがとうございました。

(三木委員)

回答では、施設の強度面や耐用年数、同装置の期待寿命を勘案して設置しないという結論ですが、減価償却に関する耐用年数の場合は、それなりの年数が残っています。

建物の強度として装置を設置できる状態かどうかが一番問題なのでしょうか。

設置しない理由として、施設の耐用年数からすると、太陽光発電装置は、建物の耐用年数が終わる時期までは動きそうだと読めます。

要は、施設の強度の問題が一番難点ということなのですか。

(事務局)

確かに、技師に相談したところ、強度は保てるかもしれないという話をされる一方、厳密に測定してみないと分からないそうですが、強度について予算をかけて調べて、強度に問題なければ設置するのかという話になるかもしれません。

市としては設置しないと結論付けていますので、強度的なものではなく、耐用年数を理由としました。

(三木委員)

設置しないことははっきりしているのですが、提案者がこれをどう読むのかということが気になりました。何となく全体的に問題がありそうだということは表現されていますが、きちんと提案者に伝わるか不安です。

(宇田室長)

提案者に回答を保留しておりますので、テクニク的なところは最初から申し上げておりました。ただし、政策的な部分は申し上げられないので、留保させてくださいと説明していて、1番目の回答に関しては納得していただき、その後質問等も受けてはおりません。

(委員長)

この回答を直せとまでは言うつもりはありませんが、予算の中で対応するのであれば、公民館は、建て直しの時に設置を考えるということですか。

(宇田室長)

そういうことです。

(委員長)

説明はきちんとされているということですから、これは承諾ということにします。

次の第2回目について、ご説明をお願いします。

(宇田室長)

第2回目は、「ヨッピーの市施設循環バス運行について」という提案で、ヨッピーというのは四街道市のコミュニティバスの愛称でございます。

提案の提出日が11月30日、有効署名数が55人、回答日が12月25日でございます。

個票で説明しますが、「現在運行しているヨッピーの運賃100円を路線バスの最低料金160円に引き上げる」という提案です。

回答ですが、「学識経験者、各中学校地区連絡協議会、交通関係者等で構成されております交通問題連絡協議会におきまして検討してまいります」という回答です。

回答の理由ですが、「ヨッピーは、四街道駅から山王病院間の路線バスが廃止されたことに伴い、大日、鹿放ヶ丘方面のバス空白区域の解消を目的に、先進地等を参考にしながら、ワンコイン100円という料金設定で平成13年に運行を開始しました。しかしながら、他市町村のコミュニティバスを見ましても、ワンコインからスタートして、料金を上げている事例が増えております。市内の路線バスの最低料金は160円であることから、今回ご提案いただきました内容を交通問題連絡協議会に報告し、検討してまいりたいと考えています」という内容です。

2番目の提案で、「公共施設を巡回するコミュニティバスを導入して欲しい」です。

回答ですが、「ご提案にございました、わろうべの里、総合公園、鹿島荘、温水プールには、既に路線バスが運行されております。路線バスと重複する経路にはコミュニティバスを運行することはできません」ということです。

回答の理由ですが、「コミュニティバスはバス空白区域の解消を目的としており、路線バスと重複する経路を運行することはできません。公共交通機関の利用者は年々減少しています。このような中、市民の重要な交通手段である公共交通網を維持することは、市としても重要な課題と認識しています。今後、市としても、より一層のバス路線や時刻表のPRに努めてまいりますので、公共施設利用時に限らず、日常生活においても積極的な公共交通機関のご利用をご検討いただければと存じます」という回答です。

以上です。

(委員長)

こちらは回答済みということで、市民提案手続についてご報告がありました。

これについて、ご意見等ありましたらお願いいたします。

その後、前段の協議会は開かれているのですか。

(宇田室長)

まだこれからです。

(委員長)

新市長は、これは検討していくということで承知しているわけですか。

(成田課長)

はい。協議会は7月位の開催になろうかと思いますが、まだ検討の準備についてところ
で、いろいろなご意見を伺いながら、地域交通を考えていくことになろうかと思います。

(委員長)

その他、いかがでしょうか。

(中島委員)

意見ではありませんが、値上げしてくださいというのは、財政上、きちんと考えたほう
がいいというお気持ちなのかなと思います。

(宮原委員)

赤字がどのくらいあったというのが出たからです。

(宇田室長)

前の方ともそうなのですが、提案の内容を把握する、あるいは市側の説明を面と向かっ
て同じテーブルについてご説明するというので、今回条例改正で答申いただきましたと
おり、運用といたしましては、意見交換会を必ず設けております。

この方は、実は現行のコミュニティバスの恩恵を受けていない地域の方で、不公平感が
あるので、最低料金160円というのがどこも一律にして欲しいというのが、そもそもの発
意のようでした。

(委員長)

税負担のことを考えれば妥当だと思います。

(委員)

回答の仕方等について特に意見はありませんが、その過程で意見交換会なども開催され
たという報告も、ここに書いてある手続きを聞かせていただくことになるので、今の時点
でしていただけるとありがたいと思います。

(委員長)

いずれにしても、これで了承ということできたいと思います。

この議案はよろしいですか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

それでは、予定しておりました4つの議案は終了いたしました。

その他について、委員さんから何かございますか。

(中島委員)

繰り返しますが、実施状況シートで不十分な点があるのではないかと、前から感
じるところがあります。

本日も、いろいろ重要な案件の参加の評価をしたわけですが、特に、市民会議や審議会
といった会議が行われた場合に、これが市民参加として十分であったかどうかというところ
が、このシートで評価できているのかということをおもいました。

書き方も、課によってバラバラなので、市民参加の種類によって、評価がなるべく正確
にできるように工夫をしていくべきではないかと思いました。

(委員長)

意見提出手続はこのパターンでいいと思いますが、会議について、どのくらいの効果があったかは相当難しいと思いますが、傍聴者はどれくらいいたのか、会議録は公開されているか、傍聴者が何人いたかとかというのは、少なくとも簡単に入れられるものなので、事務局に検討してもらい、それを委員会に出してもらおうという形にします。

今回は、修正したシートでやっていかなくてははいけませんね。

先程も宿題が一つありましたが、事務局に宿題として投げかけ、修正案を次の会議の間に出して委員から意見をもらい、次回実施してみようという形でいかがでしょうか。

各委員さんもそれでよろしいでしょうか。

－ 異議なしの声 －

(委員長)

そういうことでお願いいたします。

(宇田室長)

分かりました。

(委員長)

それでは、事務局からお願いします。

(成田課長)

本日はお疲れ様でした。

冒頭に部長が申し上げましたとおり、6月定例会を目標に、市民参加条例の見直し案を提出したいと考えております。

当評価委員会の皆様にも、長時間にわたり慎重審議をいただいた結果を、まだ成案としてご報告できないのは申し訳ございませんが、今後、議会との意見交換を行い、庁内での議論を深め、パブリックコメント等も予定しておりますが、9月には市民参加条例の見直し案を議会に提出させていただきたいと考えております。

これまで、委員長を始め、委員の皆様方のご協力をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

それでは、確認しますと、事務局にお願いとしては、答申をもう一度委員に配付していただきたいのと、市民参加条例の見直し、先程ありました担当課に確認してもらうこと、実施状況シートの改善についての案、これらをお願いいたします。

それでは、本年度第1回の委員会を終わりたいと思います。

お疲れ様でした。

－ 以 上 －